

下呂市告示第 43 号

固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 416 条本文の規定により、令和 4 年度固定資産課税台帳に登録した土地及び家屋について、固定資産税に係る価格等を記載した土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり関係者の縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 31 日

下呂市長 山 内 登

1 縦覧に供する縦覧帳簿

令和 4 年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿

2 縦覧の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 5 月 31 日まで

（土・日曜日及び祝祭日を除く）

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

3 縦覧の場所

総務部税務課	下呂市森 960 番地
地域振興部萩原振興事務所	下呂市萩原町萩原 1166 番地 8
地域振興部小坂振興事務所	下呂市小坂町小坂町 815 番地 5
地域振興部金山振興事務所	下呂市金山町大船渡 600 番地 8
地域振興部馬瀬振興事務所	下呂市馬瀬名丸 406 番地